



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年3月10日金曜日 第2855号

◇ 目 次 ◇

指定代理納付者の指定..... (総務管理課) ... 118

指定自立支援医療機関の指定..... (障がい福祉課) ... 118

土地改良事業の工事の完了..... (農地整備課) ... 118

農用地利用配分計画の認可..... (農産園芸課担い手・農地保全対策室) ... 119

漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... (水産課) ... 119

愛媛県収入証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲の一部改正..... (会計課) ... 119

土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧..... (東予地方局農村整備課) ... 119

道路の供用開始(県道松山東部環状線)..... (中予地方局管理課) ... 119

道路の供用開始(県道松山川内線)..... (") ... 120

開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 120

道路の区域変更(県道九島循環線)..... (南予地方局管理課) ... 120

道路の供用開始(")..... (") ... 120

道路の区域変更(県道奈良近永線)..... (") ... 121

道路の供用開始(")..... (") ... 121

道路の区域変更(県道宇和島城辺線)..... (南予地方局愛南土木事務所) ... 121

道路の供用開始(")..... (") ... 121

道路の区域変更(県道野佐来八幡浜線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 121

指定医師の辞退の届出..... (福祉総合支援センター) ... 122

公 告

技能検定の合格者..... (労政雇用課) ... 122

公安委員会規則

愛媛県公安委員会公印規程等の一部を改正する規則..... (警察本部運転免許課) ... 129

告 示

○愛媛県告示第224号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成29年3月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

- 2 指定代理納付者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付するふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入

- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

○愛媛県告示第225号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年3月10日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
にこにこ薬局 角野店	新居浜市中西町6-45	株式会社 アクト	薬局(育成医療・更生医療)	平成29年3月1日

○愛媛県告示第226号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和

24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成29年3月10日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	東宇和西部地区(西予市)	平成25年10月10日

榎本和久	愛媛県南宇和郡愛南町上大道876番地	愛媛県南宇和郡愛南町広見1054ほか3筆	2,560
------	--------------------	----------------------	-------

2 認可年月日
平成29年3月1日

○愛媛県告示第227号

平成29年2月2日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成29年3月10日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在及び地番	面積(㎡)
特定非営利活動法人 ハート in ハートなんくん 市場	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平山943番地	愛媛県南宇和郡愛南町広見810ほか19筆	13,616

○愛媛県告示第228号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成29年3月10日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成29年3月10日から23日まで

○愛媛県告示第229号

愛媛県収入証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲(昭和39年3月愛媛県告示第283号)の一部を次のように改正する。

平成29年3月10日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>次のものを除く使用料及び手数料</p> <p>1 使用料</p> <p>(1)~(21) 省略</p> <p><u>(22) 都市公園使用料</u></p> <p><u>(23) 省略</u></p> <p><u>(24) 1件1万円以上のもの(産業技術研究所機器使用料並びに</u> <u>農林水産研究所水産研究センターの検査及び農林水産研究所林業研究センターの試験に係る使用料を除く。)</u></p> <p>2 省略</p>	<p>次のものを除く使用料及び手数料</p> <p>1 使用料</p> <p>(1)~(21) 省略</p> <p><u>(22) 省略</u></p> <p><u>(23) 1件1万円以上のもの(産業技術研究所紙産業技術センター機器使用料、産業技術研究所窯業技術センター機器使用料及び農林水産研究所水産研究センターの検査</u> <u>に係る使用料を除く。)</u></p> <p>2 省略</p>

○愛媛県告示第230号

道前平野土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成29年3月10日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 道前平野土地改良区土地改良事業(維持管理)変更計画書の写し
- (2) 道前平野土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成29年3月13日から4月10日まで
- 3 縦覧場所
西条市役所本庁、同東予総合支所、同小松総合支所及び同丹原総合支所

○愛媛県告示第231号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山東部環状線	松山市高井町1088番4から 同町1080番1地先まで	平成29年3月10日

○愛媛県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内線	松山市松末一丁目61番1地先から 同市松末一丁目71番6まで	平成29年3月10日

○愛媛県告示第233号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年3月10日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
28中局建（開）第44号 平成29年2月27日	伊予郡松前町大字筒井字北内開321番1、321番2、322番1、322番2	松山市和泉南二丁目13番11号 福屋不動産 株式会社 代表取締役 村 井 一 好

○愛媛県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	九島循環線	宇和島市本九島1837番5から 同市本九島1835番5まで	旧	メートル 2.5～2.6	キロメートル 0.024	
			新	5.8～6.2	0.024	

○愛媛県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	九島循環線	宇和島市本九島1837番5から 同市本九島1835番5まで	平成29年3月10日

○愛媛県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	奈良近永線	北宇和郡鬼北町大字近永1412番2から 同大字1103番2まで	旧	メートル 5.3～6.9	キロメートル 0.129	
			新	5.9～18.1	0.129	

○愛媛県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	奈良近永線	北宇和郡鬼北町大字近永1412番2から 同大字1103番2まで	平成29年 3月10日

○愛媛県告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都878番3から 同町僧都871番2まで	旧	メートル 3.7～13.7	キロメートル 0.187	
			新	8.1～21.7	0.178	

○愛媛県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都878番3から 同町僧都871番2まで	平成29年 3月10日

○愛媛県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野佐来八幡浜線	大洲市稲積217番2から 同市稲積474番3まで	旧	メートル 8.8~13.0	キロメートル 0.065	
			新	9.4~14.3	0.065	

○愛媛県告示第241号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成29年 3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	市立大洲病院	篠森健介	大洲市西大洲甲570	平成 29年2月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	大洲市国民健康保険 河辺診療所	濱上智子	大洲市河辺町植松428番地	平成 29年2月3日
肢 体 不 自 由	内科、外科	大洲市国民健康保険 河辺診療所	重川洋一	大洲市河辺町植松428番地	平成 29年2月6日
心 臓 機 能 障 害	循環器内科	喜多医師会病院	高橋佳世	大洲市徳森字小鳥越2632 - 3	平成 29年2月24日

公 告

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成28年12月11日から平成29年2月12日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成29年 3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

造園（造園工事作業）

3 級

受 検 番 号
B 1

機械加工

特級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 2

機械加工（普通旋盤作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 14
A 甲 15	B 1				

工場板金（機械板金作業）

1 級

受 検 番 号	
C	1

2 級

受 検 番 号	
A 甲	1

工場板金（数値制御タレットパンチプレス板金作業）

1 級

受 検 番 号	
B	1

仕上げ

特級

受 検 番 号	
A 甲	2

機械検査（機械検査作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
C 2	C 3	C 4

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 5	C 1

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 13
A 甲 15	A 甲 16	A 甲 19	A 甲 20	A 甲 21	A 甲 22
A 甲 23	A 甲 24	B 1	C 1		

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 8
A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11			

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 5	A 甲 6	C 4

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 10	A 甲 11
A 甲 13	C 1	C 2	C 3	C 4	

半導体製品製造

特級

受 検 番 号
B 4

半導体製品製造（集積回路チップ製造作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	C 1	C 3

自動販売機調整（自動販売機調整作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 7

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7
A 甲 10					

油圧装置調整（油圧装置調整作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	C 2

農業機械整備（農業機械整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 11	A 甲 13	A 甲 14
A 甲 15	A 甲 18				

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 10	B 1	B 2	C 1

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	B 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 6	B 1	C 1

プラスチック成形（射出成形作業）

2 級

受 検 番 号
C 1

パン製造（パン製造作業）

1 級

受 検 番 号
B 1

菓子製造（洋菓子製造作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4

建築大工（大工工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 6	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 9

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8
A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13	A 甲 14
A 甲 17	B 1				

配管（建築配管作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 7	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 15
B 1	C 3	C 5	C 7	C 8	C 10

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	C 4	C 5
C 8	C 9	C 10			

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13
A 甲 14	A 甲 15				

配管（プラント配管作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

型枠施工（型枠工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 6	A 甲 11	A 甲 14	A 甲 15
A 甲 16	A 甲 17	A 甲 21	A 甲 22	C 1	C 2
C 3	C 5				

鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 4	C 5

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	C 1

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 3	A甲 4	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5

防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	C 1	C 2	C 3	C 4	C 5
C 6	C 7	D 1	D 2		

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2

内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
D 1	D 2	D 3

内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
D 1	D 2

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

単一等級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6
A甲 7	A甲 8	A甲 9	A甲 10	A甲 11	A甲 12
A甲 13	A甲 14	A甲 15	A甲 17	B 1	B 2
B 3	C 2	C 3			

ガラス施工（ガラス工事作業）

1 級

受 検 番 号
A甲 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	C 2

機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

2 級

受 検 番 号
C 1

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6
B 2	C 3	C 6			

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 3	A甲 5	A甲 7	A甲 8	C 1	C 3
C 4	C 7				

3 級

受 検 番 号
A甲 1

電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

1 級

受 検 番 号
C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

塗装（鋼橋塗装作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 9	A 甲 10	C 1

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第1号

愛媛県公安委員会公印規程等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3月10日

愛媛県公安委員会委員長 増 田 吉 利

愛媛県公安委員会公印規程等の一部を改正する規則

（愛媛県公安委員会公印規程の一部改正）

第1条 愛媛県公安委員会公印規程（昭和36年愛媛県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）							
1 愛媛県公安委員会印						1 愛媛県公安委員会印							
項	ひな形	書体	寸法（ミリメートル）		管理責任者	用途	項	ひな形	書体	寸法（ミリメートル）		管理責任者	用途
			縦	横						縦	横		
1～3	省略					1～3	省略						
4	員公愛 会安媛 印委県	かい 書	10	10	運転免許 課長	1 違反者講習 通知書の作成 用 2 臨時認知機 能検査通知書 の作成用 3 臨時高齢者 講習通知書の 作成用	4	員公愛 会安媛 印委県	かい 書	10	10	運転免許 課長	1 違反者講習 通知書の作成 用
5～11	省略					5～11	省略						
注1 運転免許管理事務用の具体的な用途は、申請による運転免許取消通知、取消処分者講習、停止処分者講習、 <u>大型者講習</u> 、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、二輪車講習、応急救護処置講習、 <u>応急救護処置指導者養成講習</u> 、原付講						注1 運転免許管理事務用の具体的な用途は、申請による運転免許取消通知、取消処分者講習、停止処分者講習、 <u>大型者講習</u> 、 <u>中型車講習</u> 、 <u>準中型車講習</u> 、普通車講習、二輪車講習、 <u>応急救護処置講習</u> 、 <u>応急救護処置指導者養成講習</u> 、原付講							

習、旅客車講習、初心運転者講習、違反者講習、特定任意講習、認知機能検査員講習及び指定講習機関制度の事務とする。

2 省略

2 省略

習、旅客車講習、初心運転者講習、違反者講習、特定任意講習、認知機能検査員講習及び指定講習機関制度の事務とする。

2 省略

2 省略

(愛媛県道路交通規則の一部改正)

第2条 愛媛県道路交通規則(昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(緊急自動車の運転資格の審査申請)</p> <p>第7条の3 令第32条の3、<u>第32条の3の2第2項又は第32条の5第1項若しくは第2項に規定する審査を受けようとする者は、緊急自動車運転資格審査申請書(別記様式第9号の2)を公安委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第12条 法第71条第6号の規定により、車両又は路面電車(以下「車両等」という。)の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(10) 省略</p> <p>(11) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に規定する自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、若しくは反射するための物を取り付け、又は付着させて、大型自動車、<u>中型自動車、準中型自動車、普通自動車(原動機の大きさが、総排気量0.050リットル以下のもの及び定格出力0.60キロワット以下のものを除く。)</u>又は大型特殊自動車を運転しないこと。</p> <p>(申請用写真の添付の省略)</p> <p>第24条の3 法第101条第1項の免許証の更新の申請、法第101条の2第1項の更新期間前における免許証の更新の申請又は法第104条の4第1項の免許の取消しの申請については、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該申請の書類に<u>施行規則第17条第2項第9号の申請用写真(以下「申請用写真」という。)</u>の添付を要しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>	<p>(緊急自動車の運転資格の審査申請)</p> <p>第7条の3 令第32条の3、<u>第32条の4又は第32条の5</u> _____に規定する審査を受けようとする者は、緊急自動車運転資格審査申請書(別記様式第9号の2)を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第12条 法第71条第6号の規定により、車両又は路面電車(以下「車両等」という。)の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(10) 省略</p> <p>(11) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に規定する自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、若しくは反射するための物を取り付け、又は付着させて、大型自動車 _____、普通自動車(原動機の大きさが、総排気量0.050リットル以下のもの及び定格出力0.60キロワット以下のものを除く。)<u>又は大型特殊自動車を運転しないこと。</u></p> <p>(申請用写真の添付の省略)</p> <p>第24条の3 法第101条第1項の免許証の更新の申請、法第101条の2第1項の更新期間前における免許証の更新の申請又は法第104条の4第1項の免許の取消しの申請については、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該申請の書類に<u>施行規則第17条第2項第8号の申請用写真(以下「申請用写真」という。)</u>の添付を要しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(フレキシブルディスクによる手続)</u></p> <p>第31条 <u>運転免許取得者教育の認定に関する規則第5条第1項の規定による申請書の提出並びに同条第2項の規定による定款、運転免許取得者教育指導員の名簿、教材の一覧表及び教育計画書の提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載されている事項を記録したフレキシブルディスク及びフレキシブルディスク提出票(別記様式第32号)を提出することにより行うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)<u>X 6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</u></u></p> <p>3 <u>第1項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>トラックフォーマットについては、日本工業規格X 6225に規定する方式</u></p> <p>(2) <u>ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X 06 05に規定する方式</u></p>

(補則)
第31条 省略

(3) 文字の符号化表現については、日本工業規格 X 0208 附属書 1 に規定する方式

4 第 1 項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格 X 0201 及び X 0208 に規定する図形文字並びに日本工業規格 X 0211 に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

5 第 1 項のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X 6223 に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

(1) 提出者の名称

(2) 提出年月日

(補則)
第32条 省略

別記様式第 9 号の 2 中「中型 普通」を「中型 準中型 普通」に、

大	中	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
型	型	通	特	自	自	特	付	ん	型	型	通	特	ん
				二	二			引	二	二	二	二	二

を

大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
型	型	中	通	特	自	自	特	付	ん	型	型	通	特	ん
		型			二	二			引	二	二	二	二	二

に改める。

別記様式第 12 号及び別記様式第 12 号の 2 中

免許種別	乗用				貨物				特殊		二輪	
	大型	中型	普通	軽	大型	中型	普通	軽	大型	小型	大型	普通
	一	二	一	二	一	二	一	二	大	普		小
	種	種	種	種	種	種	種	種	型	通		特

を

免許種別	乗用				貨物				特殊		二輪	
	大型	中型	準	普	大型	中	準	普	大	小	大	普
			中	通		型	中	通	型	型	型	通
	一	二	一	二	一	一	一	一	一	大	一	小
	種	種	種	種	種	種	種	種	種	型	種	通
												特

に改める。

別記様式第 20 号の 2 を次のように改める。

別記様式第20号の2（第17条の2関係）指示書

別記様式第20号の2（その1） 最高速度違反用

指 示 書

公 委 第 号
年 月 日

殿

愛媛県公安委員会 印

道路交通法第22条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る車両	使用の本拠の位置	
	車両（登録）番号	
指示事項		
指示の理由		

（注意）指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について最高速度違反行為が行われたときは、道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に愛媛県公安委員会に対して審査請求をすることができますが、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求はできなくなります。
- この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分（審査請求をした場合には、その裁決）があったことを知った日から6か月以内に、愛媛県を被告として提起することができます（訴訟において愛媛県を代表する者は愛媛県公安委員会となります。）が、この処分（審査請求をした場合には、その裁決）の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第20号の2（その2） 過積載運転行為用

指 示 書

公 委 第 号
年 月 日

殿

愛媛県公安委員会 

道路交通法第58条の4（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用する道路交通法第58条の4）の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る車両	使用の本拠の位置	
	車両（登録）番号	
指示事項		
指示の理由		

（注意）指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について過積載運転行為が行われたときは、道路交通法第75条の2第1項（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用する道路交通法第58条の4）の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に愛媛県公安委員会に対して審査請求をすることができますが、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求はできなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分（審査請求をした場合には、その裁決）があったことを知った日から6か月以内に、愛媛県を被告として提起することができます（訴訟において愛媛県を代表する者は愛媛県公安委員会となります。）が、この処分（審査請求をした場合には、その裁決）の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第20号の2（その3） 過労運転用

指 示 書

公 委 第 号
年 月 日

殿

愛媛県公安委員会 印

道路交通法第66条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る車両	使用の本拠の位置	
	車両（登録）番号	
指 示 事 項		
指 示 の 理 由		

(注意) 指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について過労運転行為が行われたときは、道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に愛媛県公安委員会に対して審査請求をすることができますが、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求はできなくなります。
- この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分（審査請求をした場合には、その裁決）があったことを知った日から6か月以内に、愛媛県を被告として提起することができます（訴訟において愛媛県を代表する者は愛媛県公安委員会となります。）が、この処分（審査請求をした場合には、その裁決）の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第20号の2(その4) 自動車運転代行業者の最高速度違反用

指 示 書

公 委 第 号
年 月 日

殿

愛媛県公安委員会 印

自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用する道路交通法第22条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

主たる営業所の所在地	
自動車運転代行業者名	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

(注意) この指示に違反した場合は、自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業停止の処分を受けることがあります。

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に愛媛県公安委員会に対して審査請求をすることができますが、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求はできなくなります。
- この処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分(審査請求をした場合には、その裁決)があったことを知った日から6か月以内に、愛媛県を被告として提起することができます(訴訟において愛媛県を代表する者は愛媛県公安委員会となります。)(が、この処分(審査請求をした場合には、その裁決)の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第20号の2(その5) 自動車運転代行業者の過労運転用

指 示 書

公 委 第 号
年 月 日

殿

愛媛県公安委員会 印

自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用する道路交通法第66条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

主たる営業所の所在地	
自動車運転代行業者名	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

(注意) この指示に違反した場合は、自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業停止の処分を受けることがあります。

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に愛媛県公安委員会に対して審査請求をすることができますが、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求はできなくなります。
- この処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分(審査請求をした場合には、その裁決)があったことを知った日から6か月以内に、愛媛県を被告として提起することができます(訴訟において愛媛県を代表する者は愛媛県公安委員会となります。)が、この処分(審査請求をした場合には、その裁決)の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第21号の3及び別記様式第21号の4中「第90条第6項」を「第90条第8項」に、「第103条第5項」を「第103条第6項」に改める。

別記様式第21号の5を次のように改める

別記様式第21号の5（第23条の3関係）

診断書(愛媛県公安委員会提出用)

1	氏 名	男・女
2	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
3	住 所	
4 医 学 的 判 断	病 名	()
	所見(現病歴、現在症、重症度など)	
5	現時点での病状(運動能力及び改善の見込み)についての意見	
6	現時点での病状を踏まえた今後の見通しについての意見	

(専門医・主治医)として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称及び所在地

担当診療科名

担当医師氏名



別記様式第22号(その4)中「道路交通法第102条^{第1項}」を「道路交通法第102条第1項」に改める。
第2項

別記様式第31号を次のように改める。

別記様式第31号 (附則第 7 項関係)

限定解除審査申請書

愛媛県公安委員会 殿

年 月 日

生年月日

□ □ 年 □ □ 月 □ □ 日

試験登録番号

□ □ □ □ □ □ □ □

免許証番号

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

フリガナ

氏 名

連絡先電話番号

() -

住 所

限定解除審査を受けようとする者に係る免許の条件等

現 有 免 許 証	交付年月日 照会番号	年 月 日 -												有効期限	年		
	第一種 免許	二・小・原	年 月 日														
		その他	年 月 日														
	第二種免許	年 月 日															
免許の種類 (0で囲む。)	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	けん引	大型二	中型二	普通二	大特二	けん引二		
免許の条件																	

資料区分

58

記載事項変更

有 ・ 無

登録年月日及び番号

□ □ 年 □ □ 月 □ □ 日 - □ □ □ □ □ □

受付場所
コード

□ □

免許の条件等

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

区 分

□ □

審査結果

視
力
検
査

裸 眼

矯 正

深視力

検査者印

審査免除
の 事 由

左眼

右眼

両眼

mm

mm

mm

県収入証紙貼付

注1 申請者は、太線の枠内だけ記入すること。

2 視力検査結果による免許の条件の変更又は解除のみの場合は、試験登録番号の記入を省略することができる。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第32号を削る。

(取得時講習の実施に関する規則の一部改正)

第3条 取得時講習の実施に関する規則(平成6年愛媛県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の2第1項第4号に規定する大型車講習、<u>中型車講習、準中型車講習及び普通車講習</u>、同項第5号に規定する大型二輪車講習及び普通二輪車講習、同項第7号に規定する旅客車講習並びに同項第8号に規定する応急救護処置講習(以下「取得時講習」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(取得時講習の時間)</p> <p>第4条 取得時講習の講義及び実技訓練の時間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">講習の種別</th> <th style="text-align: center;">講 義</th> <th style="text-align: center;">実技訓練</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中型車講習</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>準中型車講習(普通自動車免許を有する場合)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1時間</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3時間</u></td> </tr> <tr> <td><u>準中型車講習(普通自動車免許を有しない場合)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3時間</u></td> <td style="text-align: center;"><u>5時間</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(取得時講習終了証明書の交付申出の手続)</p> <p>第5条 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)第38条第16項の取得時講習終了証明書の交付申出は、取得時講習終了証明書交付申出書(様式第2号)を公安委員会に提出して行うものとする。</p> <p>(応急救護処置講習の指導者)</p> <p>第6条 規則第33条第4項第2号二、第34条の3第1項第3号及び第38条第8項第2号並びに届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号。以下「教習規則」という。)第1条第2項第3号、第3項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号、<u>第9項第3号及び第10項第3号</u>に規定する応急救護処置の必要な能力を有すると認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(応急救護処置指導者養成講習)</p> <p>第7条 応急救護処置指導者養成講習を受講できる者は、教習指導員その他教習指導員資格者証の交付を受けた者、教習規則第1条第2項第1号口、第3項第1号口、第4項第1号口、第5項第1号口、第6項第1号口、第7項第1号口、第8項第1号口、<u>第9項第1号口若しくは第10項第1号口</u>に掲げる者又は愛媛県警察職員とする。</p> <p>2・3 省略</p>	講習の種別	講 義	実技訓練	省略			中型車講習	省略		<u>準中型車講習(普通自動車免許を有する場合)</u>	<u>1時間</u>	<u>3時間</u>	<u>準中型車講習(普通自動車免許を有しない場合)</u>	<u>3時間</u>	<u>5時間</u>	省略			<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の2第1項第4号に規定する大型車講習、中型車講習_____及び普通車講習、同項第5号に規定する大型二輪車講習及び普通二輪車講習、同項第7号に規定する旅客車講習並びに同項第8号に規定する応急救護処置講習(以下「取得時講習」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(取得時講習の時間)</p> <p>第4条 取得時講習の講義及び実技訓練の時間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">講習の種別</th> <th style="text-align: center;">講 義</th> <th style="text-align: center;">実技訓練</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中型車講習</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(取得時講習終了証明書の交付申出の手続)</p> <p>第5条 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)第38条第15項の取得時講習終了証明書の交付申出は、取得時講習終了証明書交付申出書(様式第2号)を公安委員会に提出して行うものとする。</p> <p>(応急救護処置講習の指導者)</p> <p>第6条 規則第33条第4項第2号二、第34条の3第1項第3号及び第38条第8項第2号並びに届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号。以下「教習規則」という。)第1条第2項第3号、第3項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号<u>及び第9項第3号</u>_____に規定する応急救護処置の必要な能力を有すると認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(応急救護処置指導者養成講習)</p> <p>第7条 応急救護処置指導者養成講習を受講できる者は、教習指導員その他教習指導員資格者証の交付を受けた者、教習規則第1条第2項第1号口、第3項第1号口、第4項第1号口、第5項第1号口、第6項第1号口、第7項第1号口、第8項第1号口<u>若しくは第9項第1号口</u>_____に掲げる者又は愛媛県警察職員とする。</p> <p>2・3 省略</p>	講習の種別	講 義	実技訓練	省略			中型車講習	省略								省略		
講習の種別	講 義	実技訓練																																			
省略																																					
中型車講習	省略																																				
<u>準中型車講習(普通自動車免許を有する場合)</u>	<u>1時間</u>	<u>3時間</u>																																			
<u>準中型車講習(普通自動車免許を有しない場合)</u>	<u>3時間</u>	<u>5時間</u>																																			
省略																																					
講習の種別	講 義	実技訓練																																			
省略																																					
中型車講習	省略																																				
省略																																					

(愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第4条 愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年愛媛県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正

する。

	乗用			貨物			特殊		二輪			
	大型	中型	普通	軽	大型	中型	普通	軽	大型	小型	大型	普通
様式第1号中												
免許種別	大型	中型	普通	大特	自二							小特
	一種	二種	一種	二種	一種	二種	大型	普通				

を

	乗用			貨物			特殊		二輪					
	大型	中型	準中型	普通	軽	大型	中型	準中型	普通	軽	大型	小型	大型	普通
免許種別	大型	中型	準中型	普通	大特	二輪								小特
	一種	二種	一種	二種	一種	二種	大型	普通						

に改める。

(特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習の実施に関する規則の一部改正)

第5条 特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習の実施に関する規則(平成14年愛媛県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>(講習の種別及び科目)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 簡易講習及びシニア運転者講習の講習科目は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>講習科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡易講習</td> <td>1～3 省略 4 運転適性についての指導</td> </tr> <tr> <td>シニア運転者講習(合理化講習)(75歳未満の者及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第29条の3第1項の式により算出した数値(以下「算出数値」という。)が76以上であった者に対するもの)</td> <td>1 道路交通の現状及び交通事故の実態 2 運転者の心構えと義務 3 安全運転の知識 4 運転適性についての指導 5 運転適性についての指導</td> </tr> <tr> <td>シニア運転者講習(高度化講習)(算出数値が76未満であった者に対するもの)</td> <td>1 道路交通の現状及び交通事故の実態 2 運転者の心構えと義務 3 安全運転の知識 4 運転適性についての指導 5 運転適性についての指導 6 総合的な安全指導</td> </tr> </tbody> </table> <p>(講習時間)</p> <p>第6条 特定任意高齢者講習の講習時間は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) シニア運転者講習(合理化講習) 2時間</p> <p>(2) シニア運転者講習(高度化講習) 3時間</p> <p>(3) 省略</p>	種別	講習科目	簡易講習	1～3 省略 4 運転適性についての指導	シニア運転者講習(合理化講習)(75歳未満の者及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第29条の3第1項の式により算出した数値(以下「算出数値」という。)が76以上であった者に対するもの)	1 道路交通の現状及び交通事故の実態 2 運転者の心構えと義務 3 安全運転の知識 4 運転適性についての指導 5 運転適性についての指導	シニア運転者講習(高度化講習)(算出数値が76未満であった者に対するもの)	1 道路交通の現状及び交通事故の実態 2 運転者の心構えと義務 3 安全運転の知識 4 運転適性についての指導 5 運転適性についての指導 6 総合的な安全指導	<p>(講習の種別及び科目)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 簡易講習及びシニア運転者講習の講習科目は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>講習科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡易講習</td> <td>1～3 省略 4 運転適性検査器材を使用して行う運転適性についての診断と指導</td> </tr> <tr> <td>シニア運転者講習</td> <td>1 道路交通の現状及び交通事故の実態 2 運転者の心構えと義務 3 安全運転の知識 4 自動車を運転して行う運転適性についての診断と指導 5 運転適性検査器材を使用して行う運転適性についての診断と指導</td> </tr> </tbody> </table> <p>(講習時間)</p> <p>第6条 特定任意高齢者講習の講習時間は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) シニア運転者講習 3時間(75歳以上の者にあつては、2時間30分)</p> <p>(2) 省略</p>	種別	講習科目	簡易講習	1～3 省略 4 運転適性検査器材を使用して行う運転適性についての診断と指導	シニア運転者講習	1 道路交通の現状及び交通事故の実態 2 運転者の心構えと義務 3 安全運転の知識 4 自動車を運転して行う運転適性についての診断と指導 5 運転適性検査器材を使用して行う運転適性についての診断と指導
種別	講習科目														
簡易講習	1～3 省略 4 運転適性についての指導														
シニア運転者講習(合理化講習)(75歳未満の者及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第29条の3第1項の式により算出した数値(以下「算出数値」という。)が76以上であった者に対するもの)	1 道路交通の現状及び交通事故の実態 2 運転者の心構えと義務 3 安全運転の知識 4 運転適性についての指導 5 運転適性についての指導														
シニア運転者講習(高度化講習)(算出数値が76未満であった者に対するもの)	1 道路交通の現状及び交通事故の実態 2 運転者の心構えと義務 3 安全運転の知識 4 運転適性についての指導 5 運転適性についての指導 6 総合的な安全指導														
種別	講習科目														
簡易講習	1～3 省略 4 運転適性検査器材を使用して行う運転適性についての診断と指導														
シニア運転者講習	1 道路交通の現状及び交通事故の実態 2 運転者の心構えと義務 3 安全運転の知識 4 自動車を運転して行う運転適性についての診断と指導 5 運転適性検査器材を使用して行う運転適性についての診断と指導														

(認知機能検査員講習の実施に関する規則の一部改正)

第6条 認知機能検査員講習の実施に関する規則(平成21年愛媛県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第97条の2第1項第3号イ、<u>第101条の4第2項又は第101条の7第1項</u>の規定に基づく認知機能検査(以下「認知機能検査」という。)の実施に必要な技能及び知識に関する講習(以下「認知機能検査員講習」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第97条の2第1項第3号イ <u>又は第101条の4第2項</u>の規定に基づく認知機能検査(以下「認知機能検査」という。)の実施に必要な技能及び知識に関する講習(以下「認知機能検査員講習」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

(認知機能検査の実施に関する規則の一部改正)

第7条 認知機能検査の実施に関する規則(平成21年愛媛県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第97条の2第1項第3号イ、<u>第101条の4第2項又は第101条の7第1項</u>の規定に基づく認知機能検査(以下「検査」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第97条の2第1項第3号イ <u>又は第101条の4第2項</u>の規定に基づく認知機能検査(以下「検査」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

(認知機能検査員審査の実施に関する規則の一部改正)

第8条 認知機能検査員審査の実施に関する規則(平成22年愛媛県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第97条の2第1項第3号イ、<u>第101条の4第2項又は第101条の7第1項</u>の規定に基づく認知機能検査(以下「認知機能検査」という。)の実施に必要な技能及び知識に関する審査(以下「認知機能検査員審査」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認知機能検査員審査の基準)</p> <p>第2条 認知機能検査員審査は、当該審査を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する者であるかどうかを書面で確認する方法により行うものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 警察庁又は都道府県警察が実施する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者</p> <p>(3) 自動車安全運転センターが実施する認知機能検査員課程を終了した者又は平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員課程を終了した者</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第97条の2第1項第3号イ <u>又は第101条の4第2項</u>の規定に基づく認知機能検査(以下「認知機能検査」という。)の実施に必要な技能及び知識に関する審査(以下「認知機能検査員審査」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認知機能検査員審査の基準)</p> <p>第2条 認知機能検査員審査は、当該審査を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する者であるかどうかを書面で確認する方法により行うものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 警察庁 _____ が実施する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者</p> <p>(3) 自動車安全運転センターが実施する <u>高齢者講習指導員課程</u>を終了した者(平成22年4月1日以降に終了した者に限る。)</p>

附 則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。